

## 託送供給等約款等の変更届出について

当社は、電気事業法等の改正を踏まえ、本日、電気事業法第18条第5項<sup>\*1</sup>、第21条第1項<sup>\*2</sup>および第20条第1項<sup>\*3</sup>に基づき、それぞれ「託送供給等約款」、「離島等供給約款」および「最終保障供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項<sup>\*4</sup>に基づき、「再生可能エネルギー電気卸供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金やその他の供給条件を定めたものです。

「離島等供給約款」とは、当社供給エリアにおける離島（山形県飛島、新潟県佐渡島および粟島）等のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他の供給条件を定めたものです。

「最終保障供給約款」とは、高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金やその他の供給条件を定めたものです。

「再生可能エネルギー電気卸供給約款」とは、当社が調達した再生可能エネルギー電気を、小売電気事業者へ卸供給する際の料金やその他供給条件を定めたものです。

今回の主な変更については、以下のとおりです。

### ○主な変更内容

#### (1) 特定卸供給事業<sup>\*5</sup>の取扱い

2022年4月に電気事業法が改正され、特定卸供給事業が電気事業法に位置付けられました。

これに伴い、当該内容を「託送供給等約款」に反映します。

#### (2) F I P制度<sup>\*6</sup>の取扱い

2022年4月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正され、同法は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法となり、再生可能エネルギー電気の買い取りについて、F I P制度が導入されました。

これに伴い、当該内容を「託送供給等約款」「離島等供給約款」「最終保障供給約款」「再生可能エネルギー電気卸供給約款」に反映します。

#### (3) 1需要場所複数引込みの取扱い

第45回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022年2月25日開催）において、1需要場所複数引込みの

適用対象の整理がなされ、電気事業法施行規則が改正されました。

これに伴い、当該内容を「託送供給等約款」「離島等供給約款」「最終保障供給約款」に反映します。

## ○実施日

2022年4月12日の実施を予定しています。

### ※1：電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

#### （参考）電気事業法第18条第4項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、第1項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第8項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

### ※2：電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）

一般送配電事業者は、離島等供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### ※3：電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### ※4：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項（再生可能エネルギー電気卸供給約款）

電気事業者は、前条第1項第2号に掲げる方法による供給（以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### ※5：特定卸供給事業

電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、発電または放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により集約した電気を、小売電気事業等に供給することを特定卸供給といいます。

その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものを特定卸供給事業といいます。

### ※6：FIP制度

再生可能エネルギーの買い取りについて、市場価格を踏まえて一定のプレミアムを交付する制度をFIP制度といいます。

以上